

沼田市建設工事等事故関係事務処理要領

(要旨)

第1条 この要領は、沼田市が発注する建設工事等（以下「工事」という。）に関して発生した事故の調査、報告等の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(事故への対応)

第2条 工事を監督する主管課長（以下「主管課長」という。）は、工事の施工若しくはその現場において事故が発生したときは、速やかに救護に必要な対応を行うとともに、再発を防止し現場の安全を確保するための緊急の措置を行うものとする。

(事故の報告)

第3条 監督員又は総括監督員は、前項に掲げる事故が発生したときは、直ちに請負者から通報させるとともに、速やかに事故速報（様式－13）を提出させるものとする。

2 主管課長は、前項の事故速報の提出があったときは、当該事故の内容を確認するとともに、速やかに市長に報告するものとする。

(事故の調査)

第4条 市長は主管課長に対し、当該事故について更に詳細な調査をさせることができるものとする。

(調査の留意事項)

第5条 事故の調査は、次の各号に掲げる事項に留意して行うものとする。

- (1) 事故の経過は、時間の順に従って始めから終わりまでとする。また、この場合において、時刻が判明しない場合は推定時刻とする。
- (2) 事故の状況は、可能な限り図で示し、必要に応じ位置図、平面図、横断図、側面図等を作成し、距離、高低値、傾斜度等を図示する。
- (3) 事故現場、事故物件等事故の状況を確認できるものについては、可能な限り写真等により記録する。
- (4) 事故の当事者については、その住所、氏名、年齢、性別、職業等、可能な限り詳細に調査する。
- (5) 事故の発生原因を十分把握するとともに、再発防止対策についても併せて検討する。
- (6) その他事故の説明に必要な事項を調査する。
- (7) 事故の調査にあたっては、人権を侵害することのないよう注意し、任意に基づいて行う。

(事故関係書類の取扱い)

第6条 事故関係書類は慎重に取り扱うこととし、その保存年限は5年とする。ただし、訴訟等が予想される関係資料においては、この限りではない。

(事故の再発防止)

第7条 主管課長は、事故の再発防止のために必要な措置を講じるものとする。

2 工事の安全の確保及び意識の向上を図り、事故の再発を防止するため、建設工事安全対策委員会を開催することができるものとする。

3 前項の委員会の組織及び会議は、沼田市請負業者選定委員会の例による。

附 則

この要領は、平成20年4月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

